

松阪市産婦健康診査県外受診費助成について

里帰り等により県外医療機関等で妊婦一般健康診査を受けられた時は、健診料は受診した医療機関等の窓口で実費支払いになりますが、下記の内容で松阪市に助成の申請ができます。
母子保健のしおり(産婦健康診査結果票)は医療機関等で記入をお願いしてください。
必ず領収書(明細書)を医療機関等でお受け取りください。

■**対 象 者** 健診受診日に松阪市に住民票がある産婦(産後8週以内)

■**回 数** 2回以内(1回目:産後約2週間 2回目:産後約1か月)
※必要な回数は、受診する医療機関等の医師・助産師と相談しましょう

■**内 容** 問診 診察 体重測定 血圧測定 尿検査 客観的なアセスメントツール※1、
(2項目質問票) 赤ちゃんの健康診査は対象外となります。
産婦健康診査受診時に、母子保健のしおり(産婦健康診査結果票)を医療機関に提出し結果の記入を依頼※2していただき、控えを受け取ってください。助成申請の際に必要となります。
産婦健康診査結果票をお持ちでない場合は、松阪市ホームページより結果票・エジンバラ産後うつ病質問票(EPDS)をダウンロードして提出してください。

※1 可能な限り、エジンバラ産後うつ病質問票(EPDS)の実施をお願いします。ただし、産婦の状況に応じて変更してください。

※2 医療機関等におきましては、健診内容等が異なる場合もありますが、結果票への記入にご協力いただきますようお願いいたします。

■**助成金額** 上限 5,000円/回
産婦健康診査として上記「内容」と同等の健康診査につき、松阪市が県内医療機関等に委託する契約単価を上限として助成します。上記「内容」の項目以外の検査・治療は対象外となります。お支払いいただいた額が上限額に満たない場合は、実額となります。

■**申請方法** 県外の医療機関で最後に産婦健康診査を受診した日から6か月以内に、次の書類を下記場所で申請してください。

- ①産婦健康診査県外受診費助成金交付申請書(兼実績報告書兼請求書)
- ②産婦健康診査結果票※3 結果票
- ③県外医療機関発行の領収書・明細書(原本)
- ④母子健康手帳

※3 結果票は、結果の記入・医師(助産所の場合は助産師)の署名もしくは記名のあるもの

■**交付時期** 内容を審査の上、申請月の翌々月に、交付額が指定口座に振り込まれます。

県外で産婦健康診査を受けられる方で、確定申告の医療費控除の申請を予定している方へ

助成金の申請をされる方で、確定申告の医療費控除を予定している方は、先に産婦健康診査費の助成を受けた後に、確定申告をしてください。これは、決定された助成額を差し引いた額が医療費控除の対象額となるためです。すでに全額医療費控除として申告してしまった場合や、申告額を確認できる書類(確定申告書の控え、医療費の内訳書・領収書)の提出がない場合は助成対象外です。確定申告の医療費控除については松阪税務署へお問い合わせください。

〒515-8550 松阪市高町493番地6 松阪合同庁舎内 松阪税務署 電話 0598-52-3021

■申請場所

健康センター「はるる」	☎515-0078	松阪市春日町一丁目19番地	TEL 0598-20-8087
嬉野保健センター	☎515-2324	松阪市嬉野町1434番地	TEL 0598-48-3812
飯南地域振興局 地域住民課	☎515-1411	松阪市飯南町粥見3950番地	TEL 0598-32-8020
飯高地域振興局 地域住民課	☎515-1592	松阪市飯高町宮前180番地	TEL 0598-46-7112